

現在、掛川市で児童手当(特例給付)を受給していますか？

はい

大学生年代(※1)の子を養育していますか？

いいえ

高校生年代(※2)の子を養育していますか？

はい

いいえ

申請②が
必要です※3

申請は
不要です

はい

大学生年代の子含めて3人以上
養育していますか？

はい

申請③が
必要です

いいえ

申請は
不要です

いいえ

高校生年代の子を養育していますか？

いいえ

申請は
不要です

はい

父母で児童を養育している場合、所得
の高い方は公務員ですか？

はい

勤務先で申請
してください

いいえ

所得の高い方は掛川市に住民票が
ありますか？

はい

申請①が
必要です

いいえ

所得の高い方の住民票
がある自治体へ
お問い合わせください。

※1 大学生年代(新たな第3子以降増額のカウント対象)

2002年4月2日～2006年4月1日生まれ (平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)

※2 高校生年代(新たな支給対象)

2006年4月2日～2009年4月1日生まれ (平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ)

※3 案内通知の「支給対象確認済み児童」欄に記載された児童については、申請不要です
(詳しくは9月上旬に郵送される案内通知を御確認ください)。

申請①:「認定請求書」を提出してください。

※大学生年代のお子さんを含めて3人以上養育している方は、「監護相当・生計費の負担に関する確認書」の提出も必要です。

申請②:「額改定届」を提出してください。

※市から送付した「児童手当制度改正に伴う手続きについて(お願い)」の「支給対象確認済み児童」欄に高校生年代までの養育しているお子さん、全ての氏名が記載されている場合、申請は不要です。

申請③:「監護相当・生計費の負担に関する確認書」を提出してください。

※市から送付した「児童手当制度改正に伴う手続きについて(お願い)」の「支給対象確認済み児童」欄には、市が把握しているお子さんの氏名が記載されています。

記載のない高校生年代以下のお子さんを養育している場合は、「額改定届」の提出も必要となるので御注意ください。